

生駒市規則第2号

生駒市情報公開条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月24日

生駒市長 山下 真

生駒市情報公開条例施行規則

市長が管理する公文書の開示等に関する規則（平成10年2月生駒市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項のうち市長の所管に係るものを定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（行政文書開示請求書）

第3条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者の電話番号
- (2) 開示請求をする者が法人その他の団体の場合にあっては、担当者の氏名
- (3) 行政文書の開示の方法

（行政文書開示決定通知書等）

第4条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

る。

- (1) 開示の日時及び場所
- (2) 行政文書の開示の方法
- (3) 行政文書の一部を開示する場合にあっては、開示することができない部分及びその理由

2 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政文書の全部を開示する旨の決定 行政文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 行政文書の一部を開示する旨の決定 行政文書部分開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 行政文書の全部を開示しない旨の決定（次号及び第5号に掲げる決定を除く。） 行政文書不開示決定通知書（様式第4号）
- (4) 条例第10条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 行政文書開示請求拒否決定通知書（様式第5号）
- (5) 行政文書を保有していない旨の決定 行政文書不存在決定通知書（様式第6号）

（行政文書開示決定等期間延長通知書）

第5条 条例第12条第2項に規定する書面は、行政文書開示決定等期間延長通知書（様式第7号）によるものとする。

（行政文書開示決定等期限特例通知書）

第6条 条例第13条に規定する書面は、行政文書開示決定等期限特例通知書（様式第8号）によるものとする。

（事案移送通知書）

第7条 条例第14条第1項に規定する書面は、事案移送通知書（様式第9号）

によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第8条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る行政文書に記録されている第三者に関する情報の内容
- (2) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 開示決定をしようとする旨及びその理由

3 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、行政文書の開示に係る意見照会書(様式第10号)により行うものとする。

4 条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、行政文書の開示に係る意見書(様式第11号)により行うものとする。

5 条例第15条第3項に規定する書面は、行政文書の開示に係る通知書(様式第12号)によるものとする。

(行政文書の開示の方法)

第9条 条例第16条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画又は写真 閲覧又は写しの交付
- (2) マイクロフィルム 用紙に印刷したものの閲覧又は用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 閲覧又は印画紙に印画したものの交付
- (4) 映画フィルム 専用機器により映写したものの視聴
- (5) 電磁的記録(次号に該当するものを除く。) 用紙に出力したものの閲覧

若しくは交付、専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体に複製したものの交付

(6) 録音テープ及びビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複製したものの交付

2 電磁的記録を印刷物として出力したものを閲覧し、又は交付する方法以外の方法による開示は、電磁的記録の全部を開示する場合で、実施機関が保有する専用機器で容易に対処することができることに限り、行うものとする。

(行政文書の開示の実施等)

第10条 行政文書の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 条例第16条本文の規定による行政文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(手数料等)

第11条 条例第18条第2項に規定する手数料並びに条例第19条に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、前納しなければならない。

2 条例第19条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

(審査会諮問通知書)

第12条 条例第22条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第13号様式)により行うものとする。

(出資法人等)

第 1 3 条 条例第 2 5 条に規定する市長が定める市が出資その他財政的支出等行っている法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 財団法人生駒市ふれあい振興財団
- (2) 財団法人生駒メディカルセンター
- (3) 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会
- (4) 社団法人生駒市シルバー人材センター

(運用状況の公表)

第 1 4 条 条例第 2 8 条の規定による運用状況の公表は、開示請求の件数、開示及び不開示の決定件数、不服申立ての件数その他必要な事項を本市の広報紙に掲載することにより行うものとする。

(施行の細目)

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

行政文書の種別	写しの作成方法	費用の額
文書、図画及び写真	複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りで、A3版以下の用紙に限る。）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（多色刷りで、A3版以下の用紙に限る。）	1枚につき 50円
マイクロフィルム	印刷したものを複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りで、A3版以下の用紙に限る。）	1枚につき 10円
写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻（120分）につき 200円
	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分）につき 300円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りで、A3版以下の用紙に限る。）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（多色刷りで、A3版以下の用紙に限る。）	1枚につき 50円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき 50円
	上記以外の電磁的記録の媒体に複写したもの	作成に要する費用に相当する額

備考 上表の規定にかかわらず、行政文書の写しの作成を委託により行う場合における当該写しの作成に要する費用の額は、当該委託に要した額に相当する額とする。

様式第1号（第3条関係）

行政文書開示請求書

年 月 日

生駒市長 殿

請求者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名、担当者の氏名）

電話番号

生駒市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の 名称又は内容	
開示の実施の方法	(1) 閲覧、視聴 (2) 写しの交付 (3) 写しの送付

（注） 「開示の実施の方法」は、該当する番号を○印で囲んでください。

〔職員記入欄〕

所 管 課		受 付
手 数 料	要 ・ 不要	
備 考		

行政文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称		
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 時 分
	場所	情報公開総合窓口
開示の方法		
所管課		
備考		

（注）

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望される場合は、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。

様式第3号（第4条関係）

行政文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称			
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日 ()	時 分
	場所	情報公開総合窓口	
開示の方法			
開示をすることができない部分			
上記部分の開示をすることができない理由	生駒市情報公開条例第7条 第 号に該当 (理由)		
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日		
所 管 課			
備 考			

(行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示)

(注)

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。
- 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該行政文書の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

行政文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称	
開示をすることができない理由	生駒市情報公開条例第 7 条第 号に該当 (理由)
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日
所 管 課	
備 考	

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

(注) ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該行政文書の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。

様式第 5 号（第 4 条関係）

行政文書開示請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第 10 条の規定により、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することに決定したので通知します。

行政文書の名称	
開示請求を拒否する理由	
所 管 課	
備 考	

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

様式第 6 号（第 4 条関係）

行政文書不存決定通知書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり該当する行政文書を保有しておらず、開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称	
該当する行政文書を保有していない理由	
所 管 課	
備 考	

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

様式第7号（第5条関係）

行政文書開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

行政文書の名称	
生駒市情報公開条例第12条第1項の規定による期間	年 月 日 から (15日間) 年 月 日 まで
延長する期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長の理由	
所 管 課	
備 考	

様式第 8 号（第 6 条関係）

行政文書開示決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第 13 条の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長したので通知します。

行政文書の名称	
生駒市情報公開条例第 12 条 第 1 項の規定による期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (15 日間)
開示請求に係る行政文書のうち、開示請求があった日の翌日から起算して 45 日以内に開示決定等をするもの	
生駒市情報公開条例第 13 条を適用する理由	
残りの部分について開示決定等をする期限	年 月 日 ()
所 管 課	
備 考	

様式第9号（第7条関係）

事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

行政文書の名称	
移送をした実施機関及びその所管課	
移送を受けた実施機関及びその所管課	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

様式第 10 号（第 8 条関係）

行政文書の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



生駒市情報公開条例の規定に基づく開示請求がありました行政文書に、あなたに関する情報が記載されています。

つきましては、当該行政文書を開示することについて意見がある場合は意見書を提出することができますので、提出期限内に意見書を提出してください。

行政文書の名称	
行政文書に記載されているあなたに関する情報の内容	
※ 生駒市情報公開条例第 15 条第 2 項の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先及び問い合わせ先 (所 管 課)	
備 考	

(注) ※欄は、生駒市情報公開条例第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合のみ、記入してあります。

行政文書の開示に係る意見書

第 号
年 月 日

生 駒 市 長 殿

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名、担当者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで照会のありましたことについては、次のとおり回答します。

行政文書の名称		
開示決定に反対する意思の有無	1 有 2 無	
開示決定に反対する理由等	支障がある部分	
	支障がある理由	
備 考		

(注) 「開示決定に反対する意思の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。開示決定に反対する場合は、「開示決定に反対する理由等」欄に具体的に記入してください。

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

行政文書の開示に係る通知書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けで意見書の提出がありました行政文書の開示については、次のとおり開示することに決定しましたので、生駒市情報公開条例第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。

行政文書の名称	
開示をすることにしたあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日時	年 月 日 () 時 分
所 管 課	
備 考	

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

(注) 開示を実施するまでに、行政不服審査法による異議申立て及び執行停止の申立がない場合は、行政文書に記載されているあなたに関する情報は開示されます。

様式第 1 3 号 (第 1 2 条関係)

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



年 月 日付けで提起された異議申立てについて、次のとおり生駒市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問したので、生駒市情報公開条例第 2 2 条の規定により通知します。

行政文書の名称	
諮問をした日 年 月 日	年 月 日 ()
所 管 課	
備 考	